

基礎工(既製杭工)特記仕様書

1 全般

既製杭工については、共通仕様書に定めるものの外、当追加特記仕様書によるものとする。なお、当追加特記仕様書は、共通仕様書より優先するものとする。

2 適用すべき諸基準

受注者は、下記の基準を適用する。

国土交通省告示第四百六十八号 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置（平成28年3月4日）

3 施工計画書、施工記録

受注者は、既製杭の施工前に「基礎杭施工計画書」を監督員に提出しなければならない。施工計画書には以下の項目について詳細に記載し、施工にあたりその内容を確実に履行するとともに、杭全数の施工記録を整備および保管しなければならない。

- (1) 納入する杭、その他使用する材料の規格・品質確認の方法
- (2) 材料の現地搬入時における規格・品質・納入数量の確認方法
- (3) 工法の名称、概要、使用材料、適合条件、杭の支持力算定式を示した関連書類
- (4) 地盤の概要や設計支持力に関する事項
- (5) 施工の概要、手順、及び施工順序に関する事項
- (6) 使用する機械設備に関する事項、および当該機械の性能の証明に関する事項
- (7) 機械設備等の配置平面図、側面図
- (8) 各種注入材料の品質、名称、配合量等の配合計画に関する事項、および出典根拠
- (9) 各種注入液の配合設備及び練混ぜ方法に関する事項
- (10) 試験杭等の目的、場所、時期、及び試験結果の反映方法等に関する事項
- (11) 杭打設における施工管理方法に関する事項。

掘削速度や引上げ速度、杭芯ずれ、鉛直度、杭体の保持、杭頭高さ(打止め高さ)、所定深度への到達、球根拡大、杭1本ごとの各種注入液(根固め液、杭周固定液)の注入量の確認方法(流量計等)、杭の沈設、支持層管理(オーガ駆動)電流値の確認方法、その他、各段階における必要な施工管理項目
- (12) 継手の施工管理方法に関する事項。

溶接前の溶接面の有害物除去状況、溶接時の天候、その他必要な施工管理項目
- (13) 各種注入液(根固め液、杭周固定液)の配合や圧縮強度試験等、品質を証明するために必要な試験方法及び頻度等に関する事項
- (14) 施工及び施工管理に関して、技術者及びその他作業人員の配置、役割、チェック体制及び責任の所在

(15) 取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法

(16) 上記のほか必要な事項

※あてはまらない項目については、協議により決定するものとする。

4 不可視部の写真撮影

杭の施工にあたっては、不可視部の確認ができるよう写真管理を適切に行うこと。近景、遠景共に、杭やビット、溶接箇所、黒板等に杭番号、その他必要な情報を入れて撮影すること。

5 試験杭

試験杭は、以下のことについて調査・確認を行うこと。

(1) 地盤に適合した杭長の確認

(2) 支持層の位置(深度)と土質標本との確認

(3) 適切な施工機械の確認

(4) 施工時間の調査による工程の確認

(5) 各種注入液の適否の調査

(6) 溶接継ぎ手のパス数や外観検査

(7) 各作業項目における電流値の変化、土質データとの電流値の相関関係

(8) 杭の沈設精度の管理方法

※あてはまらない項目については、協議により決定するものとする。

6 支持層への到達確認

受注者は、杭全数について支持層への到達を確認すること。なお、確認にあたっては、ボーリングデータ等の土質調査資料、試験杭における各土質とオーガ掘削時の電流値の比較、隣接する施工済み杭の施工記録等により総合的に判断する。

支持層到達の判断が困難となった場合は、監督員と協議すること。

7 施工記録の提出

受注者は、杭の施工期間中は、1週間ごとに、その週に施工した杭の施工記録を取りまとめ、翌週以内に監督員に工事打合せ簿を添付したうえで提出し、確認を受けること。また電流値が記録されたチャート紙等の原本を合わせて提示し、必ず監督員の確認を受けること。

8 根拠資料の保管

共通仕様書、特記仕様書、及びその他基準書等の定めにより作成した施工管理資料の根拠となる資料(野帳、手簿、チャート紙、電子的な記録やプリントアウト紙等)

は、受注者において全て適切に管理し、保管しなければならない。

保管期間は契約書第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から10年とする。

また、発注者から請求があった場合は、速やかにこれらを提出または提示しなければならない。